

車両の部品等が不法改造に使用されることのないよう、企業、関係団体等に対する指導を強化する。

## 6 救助・救急体制の整備

### (1) 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、次により救助・救急体制の整備・拡充を図る。

#### ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

#### イ 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

交通事故に起因する負傷者の救命率の向上を図るため、救急隊員の行う応急処置範囲の拡大、高度な処置が実施できる新たな国家資格制度（救急救命士（仮称））の創設、医師や看護婦・士が直接現場へ出動できるようなシステムの構築等により、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。

#### ウ 救急業務実施市町村の拡大

救急業務未実施町村については、広域市町村圏の振興整備と併せて、一部事務組合又は事務委託等の広域的共同処理方式によるなど、救急需要の実態等に即した救急業務の実施体制作り

を推進する。また、これにより難い町村については、消防組  
織法（昭和22年法律第226号）に基づく隣接市町村からの応援、  
消防法（昭和23年法律第186号）に基づく他市町村に対する知  
事の要請による救急業務の実施、消防団等による救急搬送の実  
施等による補完体制を強化する。

#### エ 高速自動車国道における救急体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道  
路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿  
線市町村においても消防法の規定に基づき処理すべきものであり、両  
者は相協力して、適切かつ効率的な人命救護を行うこととする。

このため、同公団及び沿線市町村は、相互に連携を強化する  
とともに、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教  
育訓練の実施等を推進するものとする。

#### オ 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対  
処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助  
・救急体制を推進する。

#### カ 救助・救急設備等の整備

救助工作車、救助資機材、高規格の救急自動車、高度救命処  
置用資機材、心電図伝送システム、FAX装備自動車電話等の  
整備を推進するとともに、救急指令装置、救急医療情報収集装

置、救急業務用地図等検索装置等を一元化した消防緊急情報システムの導入を進め、救急医療機関、道路網等の整備と併せて救助活動及び救急業務の円滑な実施を期する。

さらに、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域を中心として、ヘリコプターの広域的運用体制の構築を推進する。

#### キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を一層強力に推進することとし、特に救急隊員の行う応急処置の範囲拡大に対応した新たな教育カリキュラムの開発等救急隊員の資質向上に積極的に取り組んでいく。

#### ク 救急救命士（仮称）の養成

搬送途上における救急救命処置の適切かつ効果的な実施を図るため、高度な処置が実施できる新たな国家資格制度（救急救命士（仮称））を創設し、早急にその養成を推進する。

#### ケ 救急法の普及

交通事故による負傷者の救命率を向上させるためには、心臓停止後3～4分以内に心臓マッサージを含む心肺蘇生法等の応急手当を行うことが効果的であり、事故現場に居合わせた関係者等により、負傷者に対する迅速かつ適切な応急手当等が一般に行われるようにする必要がある。

このため、心肺そ生法を含めた応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防署、保健所、医療機関、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、自動車教習所における教習及び運転免許証の更新時講習において応急手当に関する知識の普及に努める。さらに、学校においては、中学校、高等学校の教科「保健体育」において心肺そ生法等の応急手当について指導するとともに、この指導を効果的に実施するため、心肺そ生法の実習を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

## (2) 救急医療機関等の整備

### ア 救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備拡充するため、休日夜間急患センターの設置の促進及び在宅当番医制の普及定着化を推進する。また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、おおむね広域市町村圏単位に救急医療圏を設定し、地域内の医療施設の実情に応じた方式（病院群輪番制又は共同利用型病院）で第2次救急医療体制の整備を図るとともに、重篤な救急患者を受け入れるための第3次救急医療体制として、高度の診療機能を有する24時間

体制の救命救急センターの整備を進める。

さらに、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運営されるよう調整を行う救急医療情報センターの整備充実を図る。また、救急医療機器等の充実を図る。

#### イ 救急医療担当医師・看護婦等の養成等

救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育・臨床研修において救急医療に関する教育研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、救急患者の救命率をより向上させるために必要な呼吸・循環管理等の研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護婦・士についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程における救急医療実習を充実するとともに、養成課程終了後も救急医療研修を実施することにより、救急医療を担当する看護婦・士の確保を図る。

また、大学における救急医学に関する教育の充実及び研究の促進のため、救急部等の整備・充実を図る。

#### (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の

確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師、看護婦・士等が救急現場に短時間で到着できるようにするため、医師等が同乗する救急用自動車の医療機関への配置又は医師等の消防機関への配置等を進めるほか、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な体制を整備する。

## 7 損害賠償の適正化等

### (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の一層の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の充実

(ア) 裁判等における賠償水準、物価、賃金等の動向に対応して、保険金額（共済金額）及び支払基準の改定を行う。

なお、保険（共済）収支等の状況に対応して、保険料（共済掛金）率の適正化を図る。